

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とする女性差別撤廃条約の実効性を高めるため、1999年の国連総会において採択された。

しかし、条約の締約国である日本は、未だにこの選択議定書を批准していない。

選択議定書を批准した国々においては、条約によって保障された権利の侵害に関して、女性の個人や団体からの申し出に基づき、国連の女性差別撤廃委員会が当事国等に意見や勧告を行う権限を認める個人通報制度が適用される。この制度は、女性の権利に関する司法判断に国際基準を反映させる重要な役割を果たしている。

個人通報制度の適用に当たっては、国内の司法制度・立法制度との関わりや、実施体制等に関して検討すべき課題があるが、政府の第5次男女共同参画基本計画には、ジェンダー平等に向けた強力な取組及び法制度・慣行の見直しが必要であることが明記された。

また、女性差別撤廃委員会による次回の日本報告審議が本年10月に迫っている中で、選択議定書の批准に向けた議論の加速化が求められている。

選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができる。

よって、坂城町議会は、国会及び政府に対し、我が国の司法制度・立法政策との関連課題等を早急に解決し、環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 9月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

衆議院議長 額 賀 福志郎 殿

参議院議長 尾 辻 秀 久 殿

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

法務大臣 小 泉 龍 司 殿

外務大臣 上 川 陽 子 殿

内閣府特命担当大臣 加 藤 鮎 子 殿

(男女共同参画)

医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の
賃上げや人員増を求める意見書

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低いとし、ケア労働者の賃上げ事業を行い、令和6年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込んだ。

しかし、診療報酬のベースアップ評価料や、介護報酬の新加算は、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ている。その結果、定期昇給並みの賃上げにしかならず、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっている。

現在、医療・介護現場では、退職者が増加している。その背景には、労働とそれに見合わない低い賃金水準がある。人員不足のため入院患者を受け入れられない、あるいは介護事業所を利用できないことのないよう、緊急な処遇改善策を実施する必要がある。

よって、坂城町議会は、医療・介護事業の安定的な維持発展のために、医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう追加の賃上げ支援策を実施するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 9月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿
総務大臣 松 本 剛 明 殿
財務大臣 鈴 木 俊 一 殿
厚生労働大臣 武 見 敬 三 殿

訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を
早急に行うことを求める意見書

本年4月から訪問介護の基本報酬が引き下げられた。訪問介護は、在宅生活を支えるうえで欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護が続けられない。

介護報酬の引き下げで、小規模・零細訪問介護事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が揺らいでいる。

厚生労働省は訪問介護報酬の引き下げの理由を、収益率の高さとしているが、これは高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所などの収益率を根拠としており、実態とはかけ離れている。

訪問介護はとくに人手不足が深刻で、ヘルパーの有効求人倍率は令和4年度で15.5倍と異常な高水準と言われている。

政府は、訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしているが、その加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のため報酬を引き上げるとしているが、財源の根拠が不明確で確実に実行されるか定かでない。

よって、坂城町議会は、訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に実施するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

厚生労働大臣 武 見 敬 三 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 殿

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

現在、国民健康保険税の負担は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代や雇用者にとっても問題となっている。

国は、低所得の方々の保険税軽減措置として、毎年約3,400億円の財政支援を行っているが、全国知事会や全国市長会からは、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。

国民健康保険制度がスタートした翌年の昭和37年、当時の首相の諮問機関である社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は、相当額を国庫で負担する必要がある、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告して出発したもので、これは国民健康保険制度本来の理念である。

また、国民健康保険には他の保険にない均等割が課税されている。全国知事会からも要望が提出され、令和4年から未就学の子どもの均等割の減免が実施されているが、さらなる支援が必要である。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違っただけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。

よって、坂城町議会は政府に対し、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 9月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 殿

厚生労働大臣 武 見 敬 三 殿

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

大きな再審事件の動向が全国的に報道等されることもあり、再審やえん罪被害に対する国民の関心は高まってきている。無実の者が処罰されることは絶対に許されない。

再審とは、罪を犯していないにもかかわらず、有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度である。ところが、現行の刑事訴訟法第4編再審の規定は、裁判所の裁量に委ねられている点が多く、その判断の公正さや適正さが制度的に担保されないなどの懸念がある。

再審開始決定を得た事件の多くでは、再審請求手続又はその準備段階において開示された証拠が再審開始の判断に強い影響を及ぼしており、再審請求手続における証拠開示の制度化が重要であるとされている。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申立てにより、さらに審理が長期化する傾向がある。

よって、坂城町議会は、国に対し、次の事項について刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める。

記

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての在り方を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 9月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

衆議院議長 額 賀 福志郎 殿
参議院議長 尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿
法務大臣 小 泉 龍 司 殿

地方財政の充実・強化に対する意見書

全国的に少子高齢化が急速に進行する中、地方公共団体には、子育てや医療・介護をはじめとした社会保障制度の整備への的確な対応に加え、人口減少を想定した地域活性化対策や、脱炭素化を目指した環境対策、デジタル化に対応した施策の充実など、多岐にわたる役割を担うことが一層求められている。

また、近年の気候変動による自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、社会生活を支えるインフラの耐震化や、災害時に適切な医療を提供できる体制の構築も重要になっている。このような中、地方公共団体では、増大する新たな行政需要に対し、主体的かつ継続的に取り組むことが必要であり、そのためには、より積極的な地方財政の確立が不可欠である。特に、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は深刻化している。当町を含む長野県内においても職員定数を満たさない状況が見受けられ、人員体制の確保のためには財源による改善が急務となっている。

政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきた。しかし、増大する行政需要や採用希望者の減少、中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには、より積極的な財源確保が求められている。

2025年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、自立的な地方財政の確立をめざすよう、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 社会保障の維持・確保、地域の防災・減災、脱炭素化対策や地域活性化に向けた取組、デジタル化対策、物価高騰対策、地域公共交通の再構築などの増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズに対応する社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。

- 4 各種税制の見直しにあたっては、地方公共団体の財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。
- 5 保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善および保育施設の配置基準をOECD先進国並みの基準に改善するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。
- 6 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行にかかる経費と移行の影響を受けるシステムの改修経費までを含め、地方自治体の負担増とならないよう、必要な財源を保障すること。
- 7 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなど、財政需要を十分に満たすこと。
- 8 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 9月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

衆議院議長 額 賀 福志郎 殿

参議院議長 尾 辻 秀 久 殿

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

総務大臣 松 本 剛 明 殿

財務大臣 鈴 木 俊 一 殿

厚生労働大臣 武 見 敬 三 殿

国土交通大臣 齊 藤 鉄 夫 殿
デジタル大臣 河 野 太 郎 殿
内閣府特命担当大臣 加 藤 鮎 子 殿
(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

健康保険証の存続を求める意見書

政府は、令和6年12月に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化した「マイナ保険証」を導入することを決定した。しかし、この変更に対してマイナ保険証がなければ医療機関で受診ができなくなるという不安が、町民や高齢者の間で広がっている。この不安は、全国的に多くのメディアでも取り上げられ懸念の声が上がっている。

坂城町では、国民健康保険加入者のうち、マイナンバーカードと紐づけが完了している町民は6月末時点で57.96%である。そのうち、医療機関でマイナ保険証を利用している人は11.45%にとどまっている。このデータからも多くの人が現行の健康保険証を信頼していることがわかる。

マイナ保険証は、便利な面がある一方で、システムトラブルが多く報告されている。カードの読み取りエラーや機械の故障、カード紛失時の対応の遅れなどが指摘され、こうした問題は医療の現場で特に大きな影響を及ぼす可能性がある。

政府は、マイナ保険証を登録しない人にも申請なしで「資格確認書」を交付する方針であるが、これにより健保組合や自治体の事務負担が増大することも予想される。このまま現行の健康保険証を廃止してマイナ保険証を導入すれば、国民皆保険制度の根幹が揺るがされる恐れがある。また、個人情報保護の観点からも、情報流出や漏洩のリスクが懸念されている。

よって、国民が安心して医療サービスを受けられるよう、以下の対策を強く要望する。

記

- 1 マイナ保険証に関するシステムトラブル原因を徹底的に解明し、トラブルが発生しない安定したシステムを構築すること。
- 2 当面、現行の健康保険証を廃止せず、マイナ保険証と併用できるようにし、国民がどちらの保険証でも医療サービスを受けられるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 9月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

衆議院議長 額 賀 福志郎 殿
参議院議長 尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿
総務大臣 松 本 剛 明 殿
厚生労働大臣 武 見 敬 三 殿
デジタル大臣 河 野 太 郎 殿